

8月分のテトラメな「年休指定」に関して

関西支社に申し入れを行いました！！

人間ドックや通院などを除いて年休抽選1番でも、7月25日に発表された「8月分の勤務指定表」では「年休の指定」がされていません。旅行や帰省を予定していて「何やこれは」と憤慨した社員も多かったのではと思います。私たちは所属する労働組合を通じて以下の内容の申し入れを関西支社に対して行いました。

年次有給休暇は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。使用者は、出来る限り労働者の希望に沿った所得時季になるよう努めなければなりません。

「今、人が足りないから」とか、そういった次元の問題ではありません。そして今回現場管理者は「年休を付与する努力」をしたのでしょうか？！

自分の仕事を放棄して「追加年休」でお茶を濁そうとしたのではないですか？！

(以下が8月2日に行った申し入れの内容です)

大阪交番検査車両所「8月分年休発給」に関する申し入れ

大阪交番検査車両所で7月25日に「8月分の勤務予定表」が発表されたが、人間ドックや通院などの理由で年休申請した一部の社員を除いてほとんど年休が発給されていない。年休抽選が1番の社員も発給されておらず今までにこんな極端ケースはない。

よって以下の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 大交両の8月分の「勤務指定」でなぜ「年休発給」が少ないのか理由を明らかにすること。
2. 年休発給に向け「勤務操配」などの努力をするよう現場を指導すること。少なくとも年休抽選が1番の社員には「勤務指定」の段階で発給すること。
3. 「時季変更」した場合は、理由を明確にし本人に伝えること。

以上